

様式③-1

事業地区・箇所別概要（1）

平成3年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート（継続事業）

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名 海岸高潮対策事業	地区・箇所・路線名 城南第一地区海岸
②事業担当課	担当課 港湾・海岸課	担当班 海岸整備班
③事業施工場所	地域（市部・郡部/一般・準過疎・過疎） 桑名	市町字名 市部 一般 桑名市 福岡町
④事務事業名	海岸保全事業	
⑤基本事業名	海岸保全対策の推進	
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止	

2 事業の概要

事業の目的 城南第一地区海岸は、背後にゼロメートル地帯が広がり、住宅地や第一緊急輸送道路である伊勢湾岸自動車道、国道23号が存在している。当海岸での耐震照査の結果、地震により地盤が液状化し、堤防が被災することが判明した。また、高潮対策に必要な堤防高を満たしていないことも判明した。そのため、既設堤防の耐震対策及び堤防の嵩上げを実施し、背後地の安全確保を図る。		
事業の概要		事業採択 2014年度
地盤改良工（堤内） 200m		事業着工 2014年度
地盤改良工（堤外） 200m		事業完了 2022年度
矢板工（堤内） 400m		供用開始 2023年度
矢板工（堤外） 400m		全体計画事業費（億円） 30.645
波返工 790m		全体計画工期（年数） 9年

3 事業計画の進捗状況

実施済み事業の概要		事業進捗率の算定式 [進捗率=実施済み総事業費/計画事業費×100]
地盤改良工（堤内） 200m	波返工 54m	2019年度までの事業進捗率 58.2%
地盤改良工（堤外） 85m		2020年度完了までの事業進捗率 86.3%
矢板工（堤内） 310m		実施済み総事業費（億円） 26.459
矢板工（堤外） 310m		

4 公共事業の再評価実施の必要性

下記2基準に基づく今年度の再評価の必要性 （該当する項目の前に○印）	<input checked="" type="radio"/>	必要である
	<input type="radio"/>	必要でない
1. 三重県公共事業再評価実施要綱による対象事業判定（該当する項目にチェックする）		
<input type="checkbox"/>	①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業	
<input type="checkbox"/>	②事業採択後一定期間（5～10年）を経過した時点で継続中の事業	
<input type="checkbox"/>	③再評価実施後一定期間が経過している事業	
<input type="checkbox"/>	④社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業	
2. 公共事業の見直し基準による対象事業判定（該当する項目にチェックする）		
<input type="checkbox"/>	①社会経済情勢の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したものと及び事業効果が著しく低下した事業 <input type="checkbox"/> 事業の主な目的を喪失した事業 <input type="checkbox"/> 需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について合理的な説明が困難となった事業	
<input type="checkbox"/>	②代替案検討の結果、代替案のほうが有利な事業 ・目的達成のため他の代替的手段の方が効率的・効果的な事業	
<input type="checkbox"/>	③事業採択から5年以上経過して、下記の理由等から事業進捗を図れない事業 <input type="checkbox"/> 用地買収に対する反対等により、事業進捗が3年以上停滞しており、今後解決が見込めない事業 <input type="checkbox"/> 主体となる関連他事業の事業計画の進捗が見込まれないため、当該事業の進捗が3年以上停滞している事業 （ただし、今後2年以内に関連他事業が伸展する場合はこの限りでないものとする）	

5 公共事業評価審査委員会の結果

再評価審査の結果 （該当する項目の前に○印）	<input checked="" type="radio"/>	継続
	<input type="radio"/>	中止
再評価審査の結果概要		

6 評価結果

評価実施年度	平成2年度	前回評価	
評価結果 （優先度判定の結果）	I	特記事項	

※優先度区分について

優先度Ⅰ	: 事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度Ⅱ	: 地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度Ⅲ	: 地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度Ⅳ	: 優先度Ⅱ・Ⅲ以外の新規事業
優先度Ⅴ	: 中止する事業